

おおぞら

No.27 (144)

社会福祉法人 聖隸福祉事業団
総合病院 聖隸三方原病院
聖隸おおぞら療育センター

〒433-8558
静岡県浜松市北区三方原町3453
TEL 053-437-1467

発行責任者 荻横 野地 和健

2011年6月1日

生活支援とサービス管理課

所長 横地 健治

施設利用者に対し、個の尊厳を護り、質の高い生活を提供するのが私たち施設の重要な業務です。個々の施設利用者にとって、どんな生活が良い生活なのかを決めて実践するのは簡単なことではあります。このレベルを高めるように今まで努めて来ましたが、まだまだ改善すべき余地はたくさん残されていると認識しています。施設がより良い生活を提供できるよう、今年度、聖隸おおぞら療育センターの組織を少し変えました。施設を利用される人たちにも関係することなのでお知らせします。

まず、入所・通所部門の職員のうち、看護師以外の職員の職名を変えました。これらの職員は、古くは「指導員」「児童指導員」に由来でしたが、最近は「介護員」と呼んでいました。障害者自立支援法施行後では、全国的に「生活支援員」の呼称が一般的になりました。これは、法の条文で、この呼称が使われていることによるからです。食事排泄・入浴・睡眠などの日常生活活動の介助も重要な

施設利用者に対する個の尊厳を護り、質の高い生活を提供するのが私たち施設の重要な業務です。個々の施設利用者にとって、どんな生活が良い生活なのかを決めて実践するのは簡単なことではあります。このレベルを高めるように今まで努めて来ましたが、まだまだ改善すべき余地はたくさん残されていると認識しています。施設がより良い生活を提供できるよう、今年度、聖隸おおぞら療育センターの組織を少し変えました。施設を利用される人たちにも関係することなのでお知らせします。

まず、入所・通所部門の職員のうち、看護師以外の職員の職名を変えました。これらの職員は、古くは「指導員」「児童指導員」に由来でしたが、最近は「介護員」と呼んでいました。障害者自立支援法施行後では、全国的に「生活支援員」の呼称が一般的になりました。これは、法の条文で、この呼称が使われていることによるからです。食事排泄・入浴・睡眠などの日常生活活動の介助も重要な

施設利用者に対する個の尊厳を護り、質の高い生活を提供するのが私たち施設の重要な業務です。個々の施設利用者にとって、どんな生活が良い生活なのかを決めて実践するのは簡単なことではあります。このレベルを高めるように今まで努めて来ましたが、まだまだ改善すべき余地はたくさん残されていると認識しています。施設がより良い生活を提供できるよう、今年度、聖隸おおぞら療育センターの組織を少し変えました。施設を利用される人たちにも関係することなのでお知らせします。

まず、入所・通所部門の職員のうち、看護師以外の職員の職名を変えました。これらの職員は、古くは「指導員」「児童指導員」に由来でしたが、最近は「介護員」と呼んでいました。障害者自立支援法施行後では、全国的に「生活支援員」の呼称が一般的になりました。これは、法の条文で、この呼称が使われていることによるからです。食事排泄・入浴・睡眠などの日常生活活動の介助も重要な

ですが、これは良い生活を送るための前提です。こうして良い体調が維持された上で、良い活動が行われてこそ良い生活を営んでいると言えるはずです。こうした活動を立案実践する役目を負う職員の呼称は、介護員より生活支援員の方が合っています。こう呼ぶことで、職員自身もこうした役目を果たす責任が増すはずです。また、その役目の正当な履行を利用者側が要求しやすくなりますが、言い慣れていただきたいと思っています。

もうひとつ、「サービス管理課」という課を新設しました。これは馴染みのない言葉でしようが、これも障害者自立支援法によっています。法は、福祉事業所が適切な福祉サービスを行っているか、それを内部でチェックする役職「サービス管理責任者」を置くことを義務づけています。平成24年4月になれば、重症心身障害児施設制度はなくなり、成人重症心身障害

障害は障害者自立支援法の療養介護事業所に入所することになるとされています。そうなれば、聖隸おおぞら療育センターにもサービス管理責任者が置かれることになります。サービス管理責任者は、生活支援・看護の直接業務は行わず、福祉サービスの管理に専従するところが求められています。こうした役職を施設内に置くことは、看護介護事業所に転換する前でも価値あることだと思います。サービス管理課を作りました。

前述したように、利用者毎に良い生活の中身を決めるのは簡単ではありません。また、その実践後、予想通りの結果が得られたかどうか判断しながら実践できません。予想に反した結果になつたなら、それは計画が間違つていたのか、実践の仕方がまずかつたのかを決めねばなりません。そうして、その改善案を作らなければなりません。今まで、こうした作業は、ゾーン(聖隸おおぞら療育センターの15~20名からなる生活単位)毎に行われていました。

こうした小生活単位毎の意思決定・実践は、私たちの施設の誇るべき伝統です。新しい発見は信じています。重症心身障害

児(者)にどうして良い生活とは何かを解明することは、こうした現場主義に特に合致するものだと思います。

しかし、こうした実践の可否を評価するのを現場だけでやるとなると話は別です。自分が良かれとしてやつたことを、間違つていたと自分で判断するのは難しいからです。ここにサービス管理課の出番があると考えます。各ゾーンでやつていていることによく知つていて、しかし、現場から一定の距離を置いて、現場にとつて耳の痛いことを言う役目を負います。これがうまく機能すれば、施設利用者の生活向上に大いに役立つはずです。

施設の福祉サービスについて注文があれば、今後は、サービス管理課員にそれを伝えてもス管理課員にそれを作成してもらいうことも可能になります。今まで通り、直接ゾーンの職員に伝えてもらって構いませんが、それが直接言いにくい内容ならば、サービス管理課員がお聞きします。また、今後施設を利用しようとする人の窓口もサービス管理課員になります。このように、サービス管理課を新設したことは、より質の高い福祉サービスを提供することにつながるはずです。ご期待ください。